

(四)、部門設置に關する件  
選舉部を設置すること。

(五)、農民組織方針に關する件  
農民組合結成に就いては黨が積極的に運動をなし之が組織の充實を計ることに可決した。

(六)、地方提出案  
無産政黨の國際的提携に關する件 九州聯合會  
社會民衆黨は共通の主義政策を有する各國無産  
政黨の提携のため尙一層の努力を傾注することに  
決定した。

尙、具體方法としては中央執行委員會に於て適  
宜取計らふこと。  
(七)、緊急動議  
田中反動内閣糾弾に關する件  
決 議

過般北九州八幡を始め各地方議會選舉に當り我  
が無産政黨候補者に對し官憲が加へたる極端なる  
彈壓は立憲政治下に於て、斷じて許すべからざる  
暴壓である。我等は全國無産民衆の政治的自由の  
爲に今や斷末魔に在る田中反動内閣の即時倒潰を  
期す。

昭和四年六月廿三日

第二回中央委員會

(八)、瓦斯料金値下運動に關する決議  
決 議

東京市に於ける瓦斯料金値下運動は公益事業の  
資本家獨占到對する、階級的呪咀の巨彈である。  
而してこれ獨り東京のみの問題ではない。我等は  
全國に於ける凡ゆる公益事業の資本家獨占到を打  
破する意味に於て、全國都市に先づ瓦斯料金値下運  
動を開始し、以て無産民衆の生活權確保の第一歩  
に向つて猛進せんことを期す。

昭和四年六月廿三日 會第二回中央委員

(九)、黨會計下半年預算充實に關する件 可決

第三回中央委員會

日時 昭和四年十一月十五日 自午前九時至午後  
五時

會場 東京市芝公園地協調會館第二號談話室  
出席 安部磯雄、片山哲、赤松克麿、小池四郎、  
宮崎龍介、松岡駒吉、鈴木文治、松永義雄  
龜井貫一郎、河邊善壽、山崎一雄、三木治  
郎、藤井親義、淺井敬吾、小山壽夫、阿部

報告 片山書記長、執行委員會の協議事項を報告

議 事

一、大阪聯合會内紛問題に關する件説明 片山  
書記長

さきに本案に對し、片山哲、赤松克麿、島中  
雄三、の三名は中央執行委員會の意向を受け  
安部委員長の意見を酌み一個の調停案を作製  
し、之を提げて十一月五日より四日間に亘り  
大阪に出張した。

その左記調停案を基礎に本件の審議を續行し  
た。

調 停 案

一、總同盟分裂の禍因となりたる少數左翼分子  
を處分すること。  
二、黨内に於ける抗争反目は黨の統制と平和を  
擾亂するものなるにつき、兩派共責任の大き  
なるものありと認め、嚴にこれを戒告すること。

三、黨委員に對する個人攻撃は黨の社會的信用  
を失墜せしむるものなるにつき、遺憾の旨を  
聲明せしめ嚴に將來を戒むること。

協議進行四日間慎重なる審議の結果、左記  
甲、乙、丙の三案を成立し、十四日二時裁決  
の結果大多數をもつて甲案が可決された。之  
が本中央委員會に示めせる執行委員會の案で  
ある。

甲案(原案) *ヤウキョウキョウキョウキョウ*

一、中央委員會は左記八名に對し、黨則第三  
十七條の趣旨に則り全國同盟に對し、これ  
が脱退を勧告す。

右回答は一週間以内を爲すべきこと。勸告  
に應ぜざる時の處置は中央執行委員會に一  
任。

(人員) 本山茂貞、鈴木悅次郎、桑島南海士  
熊本與市、井上良二、田中良一、津藤喜  
代男、福住豊隆、以上八名

二、全國同盟の黨役員になしたる中傷は黨の  
社會的信用を失墜せしめたるものなるにつ  
き遺憾の意を聲明せしめ、嚴に將來を戒告